

## 指導行政のポイント

### 学校教育法に明示した“確かな学力”

菱村 幸彦

先の国会で、教育関連3法の1つとして学校教育法が改正になった。学校教育法の改正内容としては、義務教育目標の新設、学校評価の義務化、副校長・主幹教諭等の設置が注目されているが、じつはもう1つ重要な改正がある。

#### 平成8年以来一貫して変わらない

それは、法律であるべき学力を定めたことである。改正学校教育法は、第30条第2項として、新たに「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」という規定を加えた(小学校に関する規定だが、中学校・高校等にも準用)。

一読してわかるように、これは「確かな学力」について定めたものである。確かな学力は、「生きる力」の知的側面として、基礎的・基本的な知識や技能を徹底し、自ら学び自ら考える力を育成することを主眼とする。この考え方は、平成8年の中教審答申以来、初等中等教育における一貫した方針となっている。

以下に、その流れを検証してみよう。

**[平成8年]中教審答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」**

基礎・基本を徹底し、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力などの「生きる力」の育成を提言。

**[平成10年]教育課程審議会答申**

自ら学び、自ら考える力を育成するとともに、厳選された基礎的・基本的な内容の確実な定着や、個に応じた指導の一層の工夫改善を図ることを提言。

**[平成10年]新学習指導要領・総則**

自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基

礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めることを重視。

**[平成14年]文部科学大臣「学びのすすめ」**

基礎・基本を徹底し、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育成する新学習指導要領の基本的なねらいを改めて明示。

**[平成15年]中教審答申「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」**

新学習指導要領の基本的なねらいの重要性を確認し、「生きる力」を知の側面からとらえた「確かな学力」の育成に係る具体的な方策を提言。

**[平成17年]中教審答申「新しい時代の義務教育を創造する」**

基礎的な知識・技能を徹底して身につけさせ、それを活用しながら自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」を育成し、「生きる力」をはぐくむ基本的な考え方は、今後も引き続き重要と提言。

**[平成18年]中教審審議経過報告**

生涯にわたる学習の基礎を培うという観点に立つて、子どもに基礎的・基本的な内容を確実に身につけさせ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力(確かな学力)を育成することを提言。

どうであろうか。「ゆとり教育」批判を受けて、文科省の方針が揺れているという論評をよく聞くが、こうした一連の答申・報告等をみれば、「ゆとり教育」批判にもかかわらず、中教審および文科省の考え方は一貫して変わらないことがわかる。

今回、改めて学校教育法に「確かな学力」を明記したことで、それがより明確になったわけだ。新しい学習指導要領もこの方向で改訂されることは間違いない。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究会 理事長)

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●好評発売中! ● 最新刊! 菱村幸彦【編著】 A5判392頁・定価3,150円 教育開発研究所

## 『最新教育法規ハンドブック—学校管理職必携』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください(24時間受付・即日発送)